

水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム購入仕様書

(総則)

第1条 南房総広域水道企業団（以下「発注者」という）が浄水処理に使用する水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの購入に当たり、納入者（以下「受注者」という）は、契約書に定める事項のほか、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

(使用目的)

第2条 本製品は、浄水場における凝集剤として使用する。

(品質)

第3条 受注者が納入する水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの品質は、次のとおりとする。

1) 品質規格

(規格1)

項目	規格
外観	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重(20°C)	1.19 以上
酸化アルミニウム(Al ₂ O ₃)	10.0 ~ 11.0 %
塩基度	67 ~ 75 %
pH値(10g/L 溶液)	3.5 ~ 5.0
硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)	3.5 %以下

(規格2)

「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16号別表第1に掲げる基準に適合するものとする。

なお、設定最大注入率は300mg/Lとする。

2) 試験方法

規格1は、日本水道協会規格JWWA-K-154:2016（水道用ポリ塩化アルミニウム）、規格2は、日本水道協会規格JWWA-Z-109:2016（水道薬品の評価試験方法）を適用する。

※ただし、水質基準に関する省令の改正等に伴い、上記試験方法が改正された場合は、最新の規格により試験を行うものとする。

2 前項の検査は以下のいずれかの機関によるものとし、受注者は契約日前1年以内の分析報告書を契約後に発注者に提出することとする。なお、検査費用は、受注者の負担とする。

計量証明事業所

水道法第20条に基づく検査機関

3 受注者は、契約期間内において新たに分析報告書を入手した場合は、速やかに発注者に提出することとする。

(品質検査)

第4条 発注者は、納入の都度、品質確認のため、納入場所において試料を採取し、以下の項目の検査を行うものとする。

外観検査

濃度測定

異物の有無のチェック

- 2 受注者は、納入品の濃度測定に温度計及び比重計を使用する場合は、それぞれ以下の規格に適合したものを使用するものとする。
 - 電子式（サーミスタ）温度計：JIS-C-1611
 - ガラス製棒状温度計：JIS-B-7411
 - 比重計：JIS-B-7525（19本組のもの）
- 3 発注者の検査結果が不合格の場合は、受注者は発注者の指示に従い、受注者の負担により交換又は引き取りを行わなければならない。
- 4 品質に疑義が生じた場合は、発注者の指定する検査機関による検査を行うものとし、検査費用は受注者の負担とする。

（品質管理）

- 第5条 納入する製品は、製造に当たり万全の品質管理を行うこと。品質管理は、製造工程のみならず、製品の輸送及び発注者の指定場所への移送を終えるまでの間についても含むものである。
- 2 受注者は、原料及び製造工程等に変更があった場合、又は発注者が必要とした場合は、品質管理についての書類を速やかに発注者に提出するものとする。

（契約後の届出事項）

- 第6条 受注者は、契約後速やかに、次の事項を記載した薬品納入届を提出しなければならない。
- 緊急連絡体制表
 - 休業日を示したカレンダー
 - 薬品サンプル（500g×1）
 - 薬品サンプル分析表
 - 分析報告書（写）（本仕様書第3条第2項による）
 - ノモグラフ
 - 計量証明事業登録証（写）
 - はかりの検査成績表（写）
 - 運行許可車一覧表及び各車検証（写）
 - 各車薬品移送機構の点検基準書（写）及び点検整備記録（写）
 - 代理店証明
 - 供給証明書
 - 製品安全データシート
 - 納入品の製造方法（原料、製品化等）
 - 納入計画書（製造工場、納入ルート、原料、品質管理体制、検査体制等）

（納入時必要書類）

- 第7条 受注者は、納入の都度、次の書類を提出しなければならない。
- 計量表
 - 納品書
 - 納入品分析表
 - 洗浄記録表
 - 積載経歴表

(納入)

第8条 契約後、受注者は、発注者の指定する日時、数量及び発注者の施設に適合する方法で納入するものとする。

2 納入場所は、以下のとおりである。

千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地 大多喜浄水場

3 納入品は、原則として中継基地を経由しない出荷品とし、中継基地からの納入に際しては、事前に発注者の承諾を得なければならない。

4 納入時の薬品温度は、40℃以下とすること。

5 ホースは、発注者の指示した場所に接続し、受入は開始の指示を得てから作業すること。

6 受入口への接続は、漏洩防止バンドとホースの抜け出し及びホースの踊り防止枕木を使用し、安全に作業すること。

(計量)

第9条 納入品の計量は、計量法に基づく計量証明事業者の計量証明によらなければならない。なお、計量証明による場合の証明費用は、受注者の負担とする。

(運搬車)

第10条 発注者への納入に使用する運搬車は、水道用薬品の輸送に限定された車両を使用し、かつ薬品移送機構は、コンプレッサ方式とする。なお、その他の方式を使用する際には、事前に発注者の承諾を得なければならない。

2 受注者は、運搬車への積込みの前に、運搬車タンク内に異物等がないことを確認すること。

3 受注者は、運搬車への積込みの後に、タンク内から試料を採取し、第4条第1項に掲げる項目について検査を実施し、異常のないことを確認すること。タンク内の納入品に異常が見られた場合は、タンク内の洗浄等必要な措置を講じたうえで積み替えなければならない。

(損害賠償)

第11条 受注者が不完全な機器を使用し、又は不完全な製品を納入し、発注者に損害を与える、又は発注者の構造物に汚染若しくは損害が発生した場合は、受注者の負担で速やかに弁償又は原形復旧しなければならない。

(情報の収集及び立入検査)

第12条 発注者は、受注者の納入品の品質の適正を確保するために、必要と認める場合は受注者の品質管理について必要な情報を徴し、工場に立入り、製造工程等について検査することができる。

(環境対策等)

第13条 運搬等で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。

2 受注者は県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、担当職員の指示により協力しなければならない。

(災害時の対応)

第14条 震災等の災害時において、発注者から納入依頼があった場合は、受注者は優先的に発注者に納入するものとする。

(補則)

第15条 本仕様書に疑義が生じた場合、又は本仕様書に明記していない事項が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。